

# 八頭町老人クラブ連合会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、八頭町老人クラブ連合会と称する。

(組織)

第2条 本会は、八頭町内単位老人クラブをもって組織し、3支部（郡家・船岡・八東）に編成する。必要に応じて専門部を置き、専門業務の企画・運営に当たることができ。専門部に関する事項は別に定める。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、八頭町社会福祉協議会事務局内に置く。

(目的)

第4条 本会は、町内老人クラブ相互の連絡を密にし、その活動の振興を図り、もって地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①単位老人クラブ相互の連絡と振興を図るための事業
- ②心と体の健康づくりのための事業
- ③生活を豊かにし生きがいを高めるための事業
- ④地域を豊かにするための事業
- ⑤その他目的達成に必要な事業

## 第2章 役員

(役員)

第6条 1 本会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1 人
- ② 副会長 3 人
- ③ 理事 13人プラス若干名
- ④ 監事 3 人

2 役員は、総会において会員の中から選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。

- 3 理事は、本会の運営と事業の執行に当たる。
- 4 監事は、本会の会計および会務を監査する。

### 第3章 会 議

#### (会 議)

第8条 1 本会に次の会議を置く。

- ① 総 会
  - ② 理事会
- 2 総会は、各単位クラブの会長をもって構成し、毎年4月に会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議し決定する。
- ①規約の改正および規定の制定改廃
  - ②事業報告および会計決算の認定
  - ③事業計画および予算の議決
  - ④役員を選出
  - ⑤その他重要な事項
- 4 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

### 第4章 事 務 局

#### (事務局)

第9条 本会の庶務および会計の事務処理のため、事務局長および係職員を会長が委嘱する。

### 第5章 会 計

#### (会 計)

第10条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金およびその他の収入をもって充てる。  
会費の額は、理事会で審議し定期総会で決定する。

#### (会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

#### (その他)

第12条 単位クラブでの加入がない集落在住の方で、活動に参加の意思がある者は個人会員として受け入れる。

#### (付 則)

本規約は平成17年5月19日から施行する。

本規約は平成19年5月10日から施行する。

本規約は平成22年5月11日から施行する。

本規約は平成30年4月16日から施行する。

本規約は令和4年4月14日から施行する。

本規約は令和6年4月16日から施行する。